

捕獲の規制等（狩猟免許を要しない許可）に関する都道府県アンケート抜粋

（１）狩猟免許を受けていない者を許可者又は従事者に含むうる許可基準について

住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手取りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

総回答件数

37

	都道府県知事権限における許可	市町村長権限における許可件数
H23	8	1660
H24	8	2643
H25	12	3045
H26	241	3642

当該許可基準の課題

本県では、許可権限を市町村長に移譲している分については、県への報告事項の中に狩猟免許非所持者が含まれているか義務づけていない。
今後もこのような照会があるのであれば、報告事項に含めたい。

- ・ 捕獲した鳥獣の不適切な処分の可能性（放獣等）
- ・ 一般住民が制度の内容を十分に理解しないまま、山林や畑内でも捕獲できると拡大解釈する恐れがある。
- ・ 学習個体が増加することによる、捕獲効率の低下。
- ・ 一部市町村からは、下記要望がある。
ハクビシンについては、主に畑での被害が大きいため、一定の要件（電気柵の設置等）を満たし、なおかつ被害がある場合に限り、狩猟免許を持たない者でも捕獲が可能となるような要件の緩和

・ 法人・個人であるを問わず、下記②を含め、制限緩和区分が解りにくいという批判があった。（このため、見やすく整理した表を作成し市町村に示すなど対応している。）

「建物内」という限定では十分な捕獲対策がとれないことから、本県では事業計画においてこれを「住宅敷地又は農地内」としている。

捕獲後の処分方法を考慮する必要がある。

小型のわなについてはホームセンター等で一般に販売されていることから、住民が捕獲許可を得ずに、わなを仕掛け、捕獲した鳥獣の殺処分に困り相談してくるケースがよくある。狩猟免許を受けていない者（一般住民）は捕獲した鳥獣を処分できず、また捕獲許可が必要なことを承知していないので、住宅等建物内であっても、狩猟免許所持者など一定の知識を持った者に捕獲させるべきと考える。また、住民が安易に小型わなを購入できないような対策も必要と考える。

当該許可基準の課題 当該基準を適用する場合は、個人と市町村が申請者となることが多い。「住宅等の建物、敷地内」との基準では、農作物の被害が発生しているにも関わらず住宅から離れた農地では捕獲を許可することが難しい。

住宅等の範囲の明確化

安全面の観点から、免許所持者でないと許可は難しい。

個人住宅の建物内に限らず、敷地内に中型ほ乳類等が出没することもあり、その場合は狩猟免許保持者に捕獲を依頼するなどの対応が必要となり、迅速な対応ができない。

統計的に区別していないため件数不明。課題としては、「小型の鳥獣」の範囲を体長おおむね何センチ以下の鳥獣等というように明確化すること、建物内だけでなく敷地内まで範囲を広げることの検討等が考えられる。

法人の場合、事業所建物のために規模が大きく、又業種によって建築物の形態も多様になるため、建物内か否かの判断が難しい場合がある。

申請件数増加に伴う事務量増加が懸念される。

捕獲個体の処分に困る人がいるかもしれない。また、事故の発生も懸念される。

一般住民は「許可」と「免許」を混同し、「許可」が必要であると知らずに、小型のオリを購入し、捕獲しているケースがある。許可が必要なことを周知するためにも、国単位で、毘販売メーカー、販売所に対して許可申請が必要である旨を記載することを指導するなどの対策が必要ではないかと考える。

- ・送電線鉄塔や倉庫等の屋根下に営巣しているカラス、ドバトの卵・幼鳥の除去を対象とし、施設管理者の要望により許可しているが、被害を防止するために必要な数の判断が難しい。
- ・狩猟免許を受けていない者がアライグマなど捕獲した後の殺処分等については対応できないケースがほとんどのため、猟友会等の狩猟免許所持者が対応せざるをえない。
- ・捕獲した個体の適切な処分ができない。

当該目的による特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の捕獲は12市町が防除実施計画で対応済み。カラス、ドバト等については、捕獲者となる駆除業者からの許可申請が増加すると思われる。（被害状況に応じて許可数量等を判断した後、許可申請することになるため。）

②農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

	都道府県知事権限における許可	市町村長権限における許可件数
H23	2	0
H24	3	0
H25	3	2
H26	5	0

当該許可基準の課題

本県では、許可権限を市町村長に移譲している分については、県への報告事項の中に狩猟免許非所持者が含まれているか義務づけていない。
今後このような照会があるのであれば、報告事項に含めたい。

- ・法人・個人であるかを問わず、上記①を含め、制限緩和区分が解りにくいという批判があった。（このため、見やすく整理した表を作成し市町村に示すなど対応している。）

捕獲後の止めさしと処分方法を考慮する必要がある。

①同様、捕獲に関する知識を有しない農林業者がイノシシやニホンジカのような大型の獣を捕獲することは不可能と思う。狩猟免許所持者や認定捕獲事業者などに捕獲させるべきと考える。

捕獲に関する知識・技術を持たないまま捕獲を行うことが想定されるため、違法捕獲の問題や地元狩猟者とのトラブルなどが懸念される。

- ・農林業者の事業地は田畑や民有林など広大で、狩猟と混同されるおそれがあること。
- ・クマの錯誤捕獲を発生させるおそれがあり、解放する場合に危険を伴うこと。
- ・銃による止め刺しを銃猟免許者に依頼する場合、別途許可が必要になること。

止め差しなどの課題から、狩猟免許を持たない農林業者への許可は認めていない。福井県では、市町において許可捕獲による加害獣の捕獲体制を整備しており、農林業者から自ら捕獲するための許可申請は無い。

イノシシ、ニホンジカは大型獣であり、特にイノシシと雄のニホンジカは止めさしが狩猟免許所持者でも困難と聞いている。捕獲技術を持たない一般農林業者には、止めさしが危険であるために、許可権者としては許可を出しづらく、実質的には、狩猟免許所持者でないと無理ではないかと考える。また、農林業者であれば「無許可」で捕獲出来るという誤った知識を持っている方も多い。

- ◇狩猟免許を受けていない者がアライグマなど捕獲した後の殺処分等については対応できないケースがほとんどのため、猟友会等の狩猟免許所持者が対応せざるをえない。
- ◇鳥獣捕獲許可等事務取扱要領で、免許所持及び損害賠償保険加入が条件となっている。
- ◇猟友会に対して有害鳥獣捕獲期間中のワナ捕獲許可を認めていないため、農林業者個人に対して許可を出すのが難しい。
- ◇事故に備えての保険の加入等

当該許可申請の時点で捕獲個体の「止めさし」や「処分」の方法が適否を書面で確認することができるが、事業者は損害保険契約の加入義務がなく、事業者の形態によっては従業員が捕獲個体により負傷時の対応が明確でない場合、安全管理上、許可しづらい面が想定される。

③「法人に対する許可に関し、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする」とする許可基準。

	都道府県知事権限における許可 件数・団体数	市町村長権限における許可件数
H 2 3	29	167
H 2 4	34	210
H 2 5	52	225
H 2 6	52	316

当該許可基準の課題

本県では、許可権限を市町村長に移譲している分については、県への報告事項の中に狩猟免許非所持者が含まれているか義務づけていない。
今後もこのような照会があるのであれば、報告事項に含めたい。

- ・必要な講習内容が明確でないために、一部市町村は取り組みに慎重な姿勢である。

- ・免許所持者が法・国通知で定められた内容（免許試験内容）で資格を得るのに対し、資格獲得要件が不明すぎる。国通知等で要件（講習内容・時間数など）を示すべき。
（福島県では「補助者となるための要検討に関する事務取扱要領」を定めている。

「講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる」際の基準を明示する必要がある。

当該許可基準の課題 捕獲が可能な団体は、猟友会のみであるが、環境大臣が定める団体でないため、この基準を適用する事例がない。法人に対する基準としては、特段、問題ない。

- ・当該法人が当事者に対して実施する「講習会」の基準を明確にする必要がある。

- ・第3者からの疑義が生じやすい
- ・補助者が補助作業以上の作業まで行う恐れがある

既存の有害鳥獣捕獲班との調整

- ・本県では、シカ・イノシシの捕獲数が少ない状況であったことや、狩猟者登録を行った猟友会員が有害捕獲の従事者となることを原則としてきたことから、当該許可基準は保護管理事業計画に規定していない。しかし、狩猟者の減少やイノシシのわな捕獲を推進する必要性が生じてきたため、現在策定中のイノシシ管理計画に規定することとしている。
- ・このため、現在許可実績はないが、講習会の受講実績の確認等、補助者の資格要件の確認を申請法人に過大な負担とならないように行う方法が課題であると考えている。

- ・申請件数増加に伴う事務量増加が懸念される。
- ・補助者となるためには講習会を毎年受ける必要があるため、補助者になる方等への負担が大きい。

講習会内容と補助者の従事内容の全国統一化が望まれる。
なお、無免許でもできる補助的作業の範囲を具体化する必要がある（例えば、免許者は指示だけで触らず、わなの設置作業は無免許者がする、仕掛け直しすることの可否など）。

全ての従事者について損害賠償保険への加入、または当該法人に賠償能力があることを条件にする必要があるのではないかと考える。

- ◇安全性等が確保されているとしても、万が一、免許を受けていないものが負傷等をした場合の保険等の対応をしておかなければならない。
- ◇市内に法人組織がない。
- ◇猟友会に対して、有害鳥獣捕獲期間中の銃器での捕獲許可のみ出している。
- ◇事故に備えての保険の加入等

免許所持者の監督下の捕獲の範疇が明確でないため運用が困難である。止めさしの実施者は、捕獲技術、安全性等の確保の観点から、補助者ではなく、原則として当該捕獲方法に係る狩猟免許所持者で保険加入している者が望ましいと考えている。

(2) 農林業者が自ら行う捕獲の推進に関する課題

「基本指針 I 第一 2 (5) 有害鳥獣捕獲」において、農林業者が自ら行う被害対策の推進に向けた、わなを用いた捕獲の規制のあり方を検討することが求められています。この事に関して、各都道府県で把握されている課題やご意見があればご教示ください。

- ・ 事故を未然に防止するための適正なわなの使用方法の周知
- ・ 猟銃を用いない安全かつ簡単な止めさしの方法の確立
- ・ 捕獲等の経験が浅い農林業者等による、錯誤捕獲時の対応

- ・ 上記 (1) 各号で記載したが、制限緩和区分が (一般の農業者には) 解りにくい。農業普及所で推進に取り組もうとした事例もあったが理解が進まず進んでいない。
- ・ もし今後更なる制限緩和を検討するのであれば、農業者に分かりやすいシンプルな緩和区分を実現すべき。(個別事項毎の緩和を更に増やしても混乱を増やすだけ。)
- ・ 具体的には (既に広く認知されている運転免許を参考に)、「所有地内は免許不要」(建物・農地を限定せず、またわな種類も限定せず、ただし第三者の自由な往来させない場所) とすれば、理解・推進が進むと思われる。

本県では①の要件について、基本指針のとおり建物内に限定しているのでは実効性を欠くことから、事業計画・要領で要件を緩和し、市町村もその要領に倣っており、当該規定が活用されている。

- ・ 捕獲後の止めさしを捕獲者自らできない。
- ・ わな (特にくくりわな) 捕獲に伴う危険性を、捕獲者が認識しているか。
- ・ 他者への事故があった場合の賠償問題。
- ・ 有害鳥獣駆除を担っている捕獲隊員または実施隊員が、その自負から、他者が捕獲することについて嫌悪感を感じている場合がある。
- ・ 捕獲にあたってはまず狩猟免許を取得し、そのうえで会員になってもらいたいという狩猟団体の思惑あり。
- ・ 免許不所持者の特例の範囲を理解していない者がいる。

捕獲後の止めさしと処分方法を考慮する必要がある。

②においては、農林業者が囲いわなを設置することは、費用と労力の面から極めて難しいため、設置された囲いわなは殆どない。農林業者が被害を防止する目的で使用が可能なわなの種類を増やすことが望ましい。もしくは、①の許可対象区域を「住宅等の建物、敷地内」に限定せず、農地や山林でも適用を可能とすることが望ましい。

- ・ 本来被害管理は被害を受けている人自らが行うべきだが、多くの市町村で、野生鳥獣の捕獲行為が危険で素人の農林業者にやらせたくないとの思いがあり、「被害対策の捕獲は市町村が行う」という認識・責任感を持っている。
- ・ その認識で市町村が捕獲に前向きであるほど、農林業者の期待に応える必要に迫られ、市町村は多大な労力をかけることになる。
- ・ 被害管理は被害者自らが行うという基本原理、捕獲に関わる責任の明確化と許可基準の明確化によって、市町村の過度な責任感を解放できないか、と思う。

農林業者の「者」には「個人」だけでなく、「法人」も含まれるかを整理していただきたい。

○農林業者が自ら行う被害対策の推進として、規制緩和を考えているのかもしれないが、わなの管理の観点、トラブル回避の観点から、自己所有農林事業地内に設置を限定して頂いた方が良いと思料します。

- ・ 箱わなには、対象獣種のイノシシ以外の中型ほ乳類などもかかるため、その場合の対応方法の徹底が必要である。また、捕獲獣かどうかの判断ができるように、農林業者に対し専門知識の習得を促す取組が必要である。
- ・ 農林業者がわな捕獲を行うことで、地域住民にとっては身近な問題となるため、細かな情報提供や安全対策の徹底が求められる。
- ・ 市町村においては、捕獲に係る事務処理の増加も予想されることから、事務の簡素化等の対応が必要である。

捕獲に関する知識・技術を持たないまま捕獲を行うことが想定されるため、違法捕獲の問題や地元狩猟者とのトラブルなどが懸念される。

自家用家庭菜園利用者も農林業者と規定できないか、要望が出されることがあり、明確に判断できる規定の検討が課題となっています。

- ・直接、被害対策を行っている市町村でも、農林業者のわなの設置については、積極的に進めるべきであるとの意見がある一方、違法わなの設置や錯誤捕獲の問題など慎重に取り扱うべきとの意見も出されている。
- ・農林業者が自ら防除対策を講じることは必要であるが、通常、鳥獣の捕獲行為に必要とされる鳥獣保護管理法の知識、鳥獣の判別能力、わなの取扱いなどを農林業者に求めているため、錯誤捕獲や事故などの発生が懸念されることから、狩猟免許など一定の知識を有する者であることが必要と考える。

現在、農林業者は自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合に限り、狩猟免許を所持していなくても捕獲が許可されるが、自らの事業地内におけるはこなわを用いた中型から小型の鳥獣の捕獲についても、狩猟免許を所持していなくても許可できるよう検討してはどうか。

狩猟技術や知識のない者による狩猟行為は、事故やけがにつながる危険があること、捕獲後の止め差しなどが適切に行えるかが課題もある。捕獲許可が不要であることから捕獲実態が見えないこと、違法な捕獲との区別がつきにくいなど、運用上も問題がある。

わなにより錯誤捕獲された個体（特にクマ）の放獣体制の構築や人材の要請、また放獣にかかる予算の確保が大きな課題となっている。

- ・農林業者が被害対策目的で取得・所持する狩猟免許を趣味として狩猟を行う者が取得・所持する狩猟免許と区別し、新たな免許制度を創設し、手数料や狩猟税の減免措置等を検討したらどうか。
- ・また、住居用建物内に進入した小型鳥獣を捕獲駆除するために、無免許者が小型箱わなを使う有害捕獲許可については、奥山放獣を前提とする場合、対象が特定外来生物以外であれば、許可なく捕獲できるよう緩和したらどうか（今後も事例は増加していくと思われる。）。

- ・有害鳥獣捕獲をも目的とした捕獲等の許可基準で、農林業被害においても小型の鳥獣被害が増加している状況を鑑み、狩猟免許を受けていない者に対する許可基準で、住宅等の建物内における被害防止のみで認めている小型の箱わなについて、農林業被害の防止目的で農林業者が事業地内で自ら捕獲する場合にも適用できないか。（P45 Ⅲ第四5(1)②2）

- ・個人事業者や農事組合法人等の組織形態に応じた許可基準等が必要であると考え。今後、JA又は森林組合等が自ら捕獲班を編成することも想定されている。
- ・有害鳥獣捕獲のニーズの増加とともに、捕獲時の安全管理や錯誤捕獲対応の充実が求められる。既存の集落組織等の取組みを活用した新たな捕獲等の仕組みが必要と考えられる。

市町村に照会した際に以下の2つの意見が出ました。

① 猟友会の会員が高齢化し、若い担い手不足が懸念される中で、有害鳥獣の被害が広範囲なため、農林業者の自己防衛や捕獲等は必要なので、農林業者が安全に使用できる、わな等の製造販売や技術指導の出来る販売員の育成が課題である。

② 清掃やえさの管理がしっかり行われていない一部の捕獲器において、周辺住民より異臭等の苦情がよせられているため、管理者へ適正な管理をするよう指導をおこなっている。